

家具を凶器にさせないために 「家具転倒等防止対策支援事業」

問総務課（吉備庁舎）

地震による負傷者の約3割から5割が家具の転倒などによるものです。町では、家具の転倒などによる被害の防止と軽減を図るため、家具固定を支援しています。

●事業内容

対象1世帯当たり家具3台まで家具固定を行います。
(事業はシルバー人材センターに委託)

●対象者／次の2項目に該当する方。

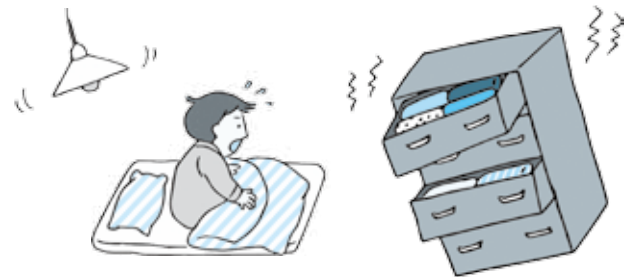
- ①町内在住で、町の住民基本台帳に登録されている方。
- ②次のいずれかに該当する世帯。
 1. 65歳以上の人だけで構成されている世帯。
 2. 要介護3以上の判定を受けている人が属する世帯。
 3. 障害者手帳を有する人で、障害の程度が1級または2級の人が属する世帯。
 4. 療育手帳を有する人で、障害の程度がA判定の人が属する世帯。
 5. 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人が属する世帯。
 6. 特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病疾患患者、小児慢性特定疾患医療受給児が属する世帯。
 7. その他町長が特に必要と認める世帯。

●費用負担

原則、個人負担はありません。ただし、取り付け金具などの費用が1,500円を超過した場合、超過分は個人負担となります。

●申し込み

- ・受付期間／令和9年（2027年）2月26日（金）まで
 - ・受付場所／総務課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局総務政策室
- ※役場開庁日時に伴う。
※期間中であっても予算上限に達し次第締め切ります。



令和8年度（2026年度）より新設 地震発生による通電火災の対策を！ 「感震ブレーカー設置事業補助金」

問総務課（吉備庁舎）

「感震ブレーカー」とは地震が発生し揺れを感知した際に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動で止める器具です。通電火災対策には、感震ブレーカーが効果的です。町では、地震発生時に自らブレーカーを切って避難することが困難だと思われる方がお住まいの世帯を対象に、感震ブレーカーの購入・設置費を補助します。

●対象者／次の2項目に該当する方。

- ①町内在住で、町の住民基本台帳に登録されている方。
- ②次のいずれかに該当する世帯。
 1. 65歳以上の人だけで構成されている世帯。
 2. 要介護3以上の判定を受けている人が属する世帯。
 3. 障害者手帳を有する人で、障害の程度が1級または2級の人が属する世帯。
 4. 療育手帳を有する人で、障害の程度がA判定の人が属する世帯。
 5. 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人が属する世帯。
 6. 特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病疾患患者、小児慢性特定疾患医療受給児が属する世帯。
 7. その他町長が特に必要と認める世帯。

●補助金額

購入費および設置費用について2万円を上限とした補助を実施。
※申請前に購入・設置した分は、対象外となりますので、ご注意ください。

●申し込み

- ・受付期間／令和9年（2027年）2月26日（金）まで
 - ・受付場所／総務課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局総務政策室
- ※役場開庁日時に伴う。
※期間中であっても予算上限に達し次第締め切ります。